



い だ し のぶ
位田 忍

地方独立行政法人 大阪府立病院機構
大阪府立母子保健総合医療センター
消化器・内分泌科主任部長
診療局長兼務

1977年 大阪大学医学部卒
1977年 大阪大学医学部卒小児科医員(研修医)
1978年 淀川キリスト教病院
1980年 米国コロンビア大学小児科リサーチフェロー
1982年 大阪大学小児科医員
1983年 大阪大学小児科助手
(この間1986-1988年
フランスポールロイヤル病院INSERM研究員)
1990年 明和病院小児科医員
1991年 大阪府立母子保健総合医療センター
第一小児内科(消化器内分泌科)科長
2006年 大阪府立母子保健総合医療センター
消化器・内分泌科主任部長
2013年 診療局長兼務



くわしく知りたい! 医療費について

成長ホルモン治療を安心して続けるために

監修 地方独立行政法人 大阪府立病院機構
大阪府立母子保健総合医療センター
消化器・内分泌科主任部長
診療局長兼務
位田 忍



もくじ

はじめに	②
医療保険制度とは?	③
小児慢性特定疾病医療費助成制度とは?	⑤
小児慢性特定疾病の申請手続きについて	⑨
高額療養費制度とは?	⑪
高額療養費の便利な制度とは?	⑬
乳幼児・子ども医療費助成について	⑬
難病医療費助成制度について	⑬
所得税の医療費控除について	⑬

【参考】低身長をめやす 24



はじめに

成長ホルモン治療は、ゆっくりと年単位の長い時間をかけて治療を進めますので、経済的負担はかなりのものになります。この小冊子では、成長ホルモン治療と特にかかわりが深い医療費助成制度「小児慢性特定疾病」と「高額療養費」を中心に、医療費のしくみについて解説したいと思います。

お子さんとご家族の方が、成長ホルモン治療を安心して継続していただくために、この小冊子を役立てていただけたらと思います。



2015年1月現在の制度内容をもとに作成



医療保険制度とは？

医療保険制度について

医療保険制度について改めて解説します。

国民の生活の安定と福祉の向上を目的として法律で定められた制度、これを医療保険制度と呼び、公的医療保険（国民健康保険、組合管掌健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険など）がその基礎となっています。この公的な医療保険のことを広義に「健康保険」といいます。

日本では、すべての人が公的医療保険に必ず入ることが義務付けられています（「国民皆保険」といいます）。医療を受けようとする者（被保険者または被扶養者）があらかじめ市（区）町村や健康保険組合、全国健康保険協会といった保険者に保険料を支払うことで、病気になったときに、その医療費の何割かを自己負担し、残りを保険者が負担するというしくみになっています。

健康保険は、それぞれの職域などによって加入する種類が異なります。



● おもな健康保険（職域保険）の被保険者

組合管掌健康保険	健保組合に属している企業の会社員
全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）	健保組合に属していない企業の会社員
日雇健康保険	健保適用事業所に臨時に使用される人など
船員保険	外国航路などの大型船舶に乗り込む船員など
共済組合	国家公務員、地方公務員、私学の教職員
国民健康保険	ほかの保険に加入していない人

健康保険が適用されない治療

健康保険が適用されない治療があるのをご存じですか？

風邪や骨折、通常の歯科治療などには健康保険が適用されますが、特別な材料を使った歯科矯正や美容整形、入院室料差額（差額ベッド代）、入院時の食事代、おむつ代、診断書などには健康保険が適用されませんので、費用はすべて自己負担となります。

また、交通事故やけんかによるけがの治療にも、原則として健康保険は適用されません。



成長ホルモン治療は保険適用

成長ホルモン治療は、国（厚生労働省）が認可している治療です。一定の基準を満たしていれば、健康保険を使って、何割かの自己負担で治療を受けることができます。



成長ホルモン治療は長期にわたるため、医療費の負担は相当なものになります。その負担を軽減するため、通常健康保険に加え、医療費を助成してくれる制度があるのをご存じですか？
次ページより成長ホルモン治療にかかわる、おもな医療費助成制度をご紹介します。

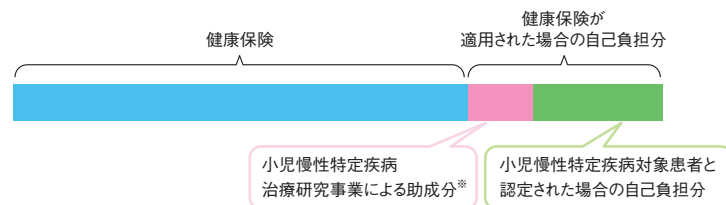


小児慢性特定疾病 医療費助成制度とは？

児童福祉法に基づく制度で、慢性疾病にかかっている子どもの健全育成を目的として、家庭の医療費の負担軽減につながるよう自己負担分の一部が助成される制度です。この助成を受けるためには、厚生労働大臣の指定した小児慢性特定疾病であり、さらにその程度（認定基準）を満たしている必要があります。成長ホルモン分泌不全性低身長症やターナー症候群、軟骨異栄養症、プラダー・ウィリ症候群、慢性腎不全による低身長は、この対象疾病に指定されています。そのためそれぞれの疾病の認定基準を満たしていれば、所定の申請をすることで都道府県の指定を受けた病院や薬局などで支払う医療費に対して助成を利用することができます。

対象年齢は原則として18歳未満ですが、18歳になる前に既に認定されており、引き続き治療が必要なお子さんについては、20歳になるまで対象となります。

通常の健康保険では医療費の自己負担額は3割ですが、この助成を利用すると認定を受けた疾病に対する医療費の自己負担額



※あとの章でふれる「高額療養費」の該当となる場合は、健康保険自己負担分と高額療養費との差額が、小児慢性特定疾病の助成対象となる

が2割になります。また、その月の1日～末日までに支払った認定疾病に対する自己負担の合計に、上限額が適用されます。自己負担上限額は医療保険における世帯の市町村民税の課税額により異なります。ひと月に支払った自己負担の合計がこの金額より少ない場合は、請求分だけを支払えばよいので、必ずこの自己負担上限額を支払わなければならないということではありません。なお、申請の詳細は地域によって異なりますので、市区町村のホームページ等を参考にするか、管轄の保健所または市区町村の担当部署に問い合わせてください。

●小児慢性特定疾病における自己負担上限額（月額）

階層区分 (年収の目安)			自己負担上限額（患者負担割合：2割、外来＋入院）					
			原則			既認定者 ^{※1} 【経過措置3年】		
			一般	重症 ^{※2}	人工呼吸器等装着者	一般	重症 ^{※3}	人工呼吸器等装着者
I	生活保護等		0円			0円		
II	市町村民税非課税の世帯	低所得Ⅰ (保護者所得80万円以下)	1,250円		500円	1,250円	1,250円	
III		低所得Ⅱ (保護者所得80万円超)	2,500円			2,500円		
IV		一般所得Ⅰ (市町村民税約7.1万円未満の世帯)	5,000円	2,500円		2,500円	500円	
V		一般所得Ⅱ (市町村民税約25.1万円未満の世帯)	10,000円	5,000円		5,000円		
VI		上位所得 (市町村民税約25.1万円以上の世帯)	15,000円	10,000円		10,000円		
入院時の食費			1/2 自己負担			自己負担なし		

※1 既認定者：平成26年12月末までに既に助成を受けていた者。

※2 重症：①高額な負担が長期的に継続する者（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超える月が年間6回以上ある場合）、②別表の重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当。

※3 別表の重症患者基準に適合する者。

（平成27年1月1日より）

小児慢性特定疾病認定基準の比較（成長ホルモン治療を行う場合）

■ 開始基準 骨年齢／男子：17歳未満、女子：15歳未満

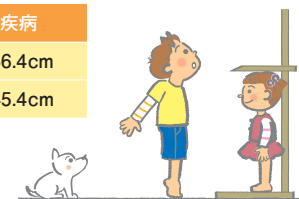
		健康保険	小児慢性特定疾病
成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるもの）	- 身長 - 年間成長速度	－2.0SD以下 または年間成長速度が2年以上にわたって－1.5SD以下	問わない
	成長ホルモン分泌刺激試験	1つの結果で成長ホルモンの最高値が6ng/mL以下（GHRP-2負荷試験では16ng/mL以下）	1つ以上のすべての結果で成長ホルモンの最高値が6ng/mL以下（GHRP-2負荷試験では16ng/mL以下）
	IGF-1（ノマトメジンC）	問わない	問わない
- 成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるもの以外） - 後天性下垂体機能低下症 - 先天性下垂体機能低下症	- 身長 - 年間成長速度	－2.0SD以下 または年間成長速度が2年以上にわたって－1.5SD以下	－2.5SD以下 （成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる乳幼児の症候性低血糖の場合は問わない）
	成長ホルモン分泌刺激試験	2つ以上の結果で成長ホルモンの最高値が6ng/mL以下（GHRP-2負荷試験では16ng/mL以下）（成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる乳幼児の症候性低血糖の場合は1つ以上）	2つ以上のすべての結果で成長ホルモンの最高値が6ng/mL以下（GHRP-2負荷試験では16ng/mL以下）（成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる乳幼児の症候性低血糖の場合は1つ以上）
	IGF-1（ノマトメジンC）	問わない	200ng/mL未満（5歳未満の場合は150ng/mL未満）（成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる乳幼児の症候性低血糖の場合は問わない）
- ターナー症候群 - ブラダー・ウィリ症候群	- 身長 - 年間成長速度	－2.0SD以下 または年間成長速度が2年以上にわたって－1.5SD以下	－2.0SD以下 または年間成長速度が2年以上にわたって－1.5SD以下
- 軟骨異常症 - 軟骨低形成症 - 軟骨無形成症	身長	－3.0SD以下	－3.0SD以下
慢性腎不全による低身長症	- 身長 - 年間成長速度	－2.0SD以下 または年間成長速度が2年以上にわたって－1.5SD以下	－2.5SD以下
SGA性低身長	- 身長 - 年間成長速度 - 年齢	－2.5SD未満 OSD未満 3歳以上	認定せず

■ 継続基準

		健康保険	小児慢性特定疾病
- 成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるもの） - 成長ホルモン分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるもの以外） - 後天性下垂体機能低下症 - 先天性下垂体機能低下症	年間成長速度	初年度 $\geq 6.0\text{cm/年}$ または治療前後の年間成長速度の差が2.0cm以上 2・3年目 $\geq 2.0\text{cm/年}$ 4年目 $\geq 1.8\text{cm/年}$ 5年目 $\geq 1.4\text{cm/年}$ 6年目 $\geq 1.2\text{cm/年}$ 7年目以降 $\geq 1.0\text{cm/年}$	初年度 $\geq 6.0\text{cm/年}$ または治療前後の年間成長速度の差が2.0cm以上 2年目以降 $\geq 3.0\text{cm/年}$
	年間成長速度	初年度 $\geq 4.0\text{cm/年}$ または治療前後の年間成長速度の差が1.0cm以上 2年目 $\geq 2.0\text{cm/年}$ 3年目以降 $\geq 1.0\text{cm/年}$	初年度 $\geq 4.0\text{cm/年}$ または治療前後の年間成長速度の差が1.0cm以上 2年目 $\geq 2.0\text{cm/年}$ 3年目以降 $\geq 1.0\text{cm/年}$
- ターナー症候群 - ブラダー・ウィリ症候群 - 軟骨異常症 - 軟骨低形成症 - 軟骨無形成症 - 慢性腎不全による低身長症	年間成長速度	初年度 $\geq 4.0\text{cm/年}$ または治療前後の年間成長速度の差が1.0cm以上 2年目 $\geq 2.0\text{cm/年}$ 3年目以降 $\geq 1.0\text{cm/年}$	認定せず
SGA性低身長	年間成長速度	初年度 $\geq 4.0\text{cm/年}$ または治療前後の年間成長速度の差が1.0cm以上 2年目 $\geq 2.0\text{cm/年}$ 3年目以降 $\geq 1.0\text{cm/年}$ ただし、思春期による最大成長時を過ぎて2.0cm未満になった場合は中止	認定せず

■ 終了基準

	健康保険	小児慢性特定疾病
骨年齢	男子 17歳以上	身長 男子 156.4cm
	女子 15歳以上	身長 女子 145.4cm



低身長のめやす（男の子・女の子）については、24ページから29ページをご参照ください。



小児慢性特定疾病の 申請手続きについて

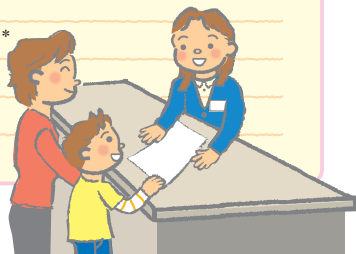
申請に必要な書類

小児慢性特定疾病の認定基準を満たしていることを医師に確認したら、申請に必要な書類をそろえます。必要な書類は地域によって異なりますので、市区町村のホームページ等を参考にしてください。書類の中には、都道府県に指定された医師（指定小児慢性特定疾病医師）の作成が必要なものがあります。指定の有無は市区町村のホームページなどを参考にしてください。

●申請に必要な主な書類

- ・医療費支給認定申請書
- ・小児慢性特定疾病医療意見書*
- ・同意書（医療保険者への情報照会、医療意見書の研究利用）
- ・世帯調書
- ・市町村民税額証明書類
- ・保険証のコピー
- ・受診医療機関申請書（必要な場合）
- ・重症認定基準を満たす医療意見書*（必要な場合）

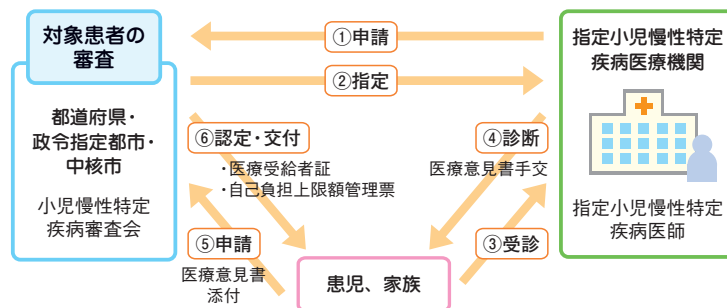
*：都道府県に指定された医師による作成が必要です。



申請手続き

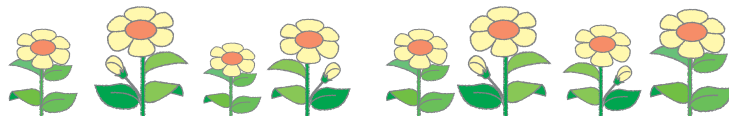
必要な書類がそろったら、管轄の保健所または市区町村役所の担当部署で保護者の方が申請手続きを行います。

●小児慢性特定疾病の申請手続き



継続にも申請手続きが必要

医療受給者証の有効期限は1年間です。継続して受給者証の給付を受けるためには、有効期限が切れる前に毎年申請手続きを行わなければなりません。ただし、たとえ治療中であっても認定基準からはずれると、医療費の助成を受けられなくなります。その場合でも健康保険はそのまま適用されます。





高額療養費制度とは？

「小児慢性特定疾病」が適用されない患者さんは、医療費が高額になると心配されているのではないのでしょうか？ そんなときのための、「高額療養費制度」をご存じですか？

「高額療養費制度」のしくみ

「高額療養費制度」とは、ひと月（1日～末日）の医療費の自己負担額が、一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、超えた分の医療費が数ヵ月後に払い戻される制度です（原則、申請することにより払い戻されます）。

● 高額療養費の自己負担限度額（70歳未満の方）

自己負担限度額は所得区分によって異なります。また、直近1年間に高額療養費支給を受けた月が3回以上ある場合、4回目からは自己負担限度額が引き下げられます。

所得区分	過去1年の高額療養費の該当が	
	1～3回	4回目以降
① 年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得*901万円超	252,600円 +（医療費－842,000円）×1%	140,100円
② 年収約770～約1,160万円 健保：標準報酬月額53万円以上83万円未満 国保：年間所得600万円超901万円以下	167,400円 +（医療費－558,000円）×1%	93,000円
③ 年収約370～約770万円 健保：標準報酬月額28万円以上53万円未満 国保：年間所得210万円超600万円以下	80,100円 +（医療費－267,000円）×1%	44,400円
④ ～年収約370万円 健保：標準報酬月額28万円未満 国保：年間所得210万円以下	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税	35,400円	24,600円

※：ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除（33万円）を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）のことを指します。（いわゆる「旧ただし書所得」）（平成27年1月1日より）

● 自己負担額の計算のしかた

（年収約370～770万円で自己負担額3割、ひと月の医療費が300,000円の場合）

ひと月の医療費 300,000円 窓口で払う金額（3割） 90,000円

$$80,100円 + (300,000円 - 267,000円) \times 0.01 = 80,430円$$

したがって申請後には 90,000円 - 80,430円 = 9,570円 が払い戻されます。

● 世帯合算

同一世帯において複数の窓口負担（家族や、別の医療機関など）がある場合、それぞれの窓口で支払う金額が21,000円以上であれば合算して、自己負担限度額を超えた分の払い戻しを受けることができます。

「高額療養費」の申請

「高額療養費」は、それぞれの健康保険の窓口で申請を行います（通常、請求権の時効は2年となっているのでご注意ください）。

● 申請に必要な書類

支給申請書、医療機関の領収書、印鑑、健康保険証、預金通帳



国民健康保険の場合

高額療養費に該当すると、通常は通知が届き、払い戻しを受けることになります。

健康保険組合・共済組合の場合

多くの場合は自動的に戻ってきますが、念のために確認することをお勧めします。

協会けんぽの場合

保険証に記載されている全国健康保険協会各都道府県支部に申請してください。

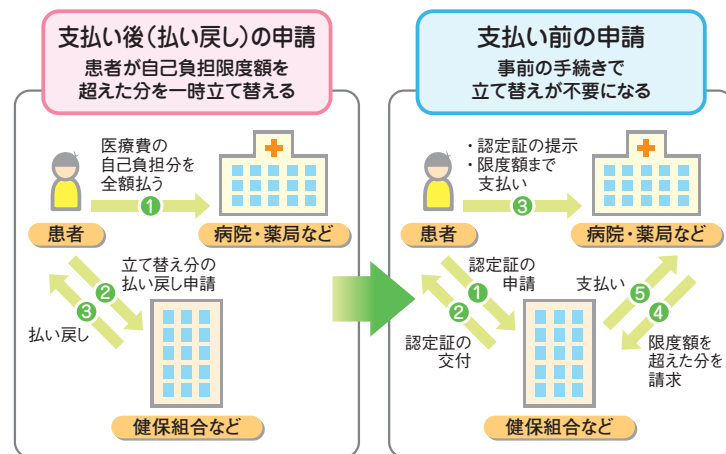


高額療養費の便利な制度とは？

「高額療養費」で医療費の払い戻しを受けられるといっても、申請してから支給されるまでに約3ヵ月以上かかるため、医療費が高額な場合での家計のやりくりは大変になります。しかし事前に申請をして「限度額適用認定証」（以下、認定証）*の発行を受けて、認定証を窓口で提示すれば、自己負担限度額以上の支払いは不要となります。

*：申請方法は下記を参照。有効期間は原則として1年（更新が必要）。

窓口での支払い方法の違い



以下の場合、認定証を提示した支払い制度は利用できません。

- ・複数の医療機関で受診している場合
- ・1つの医療機関で入院と外来を受診した場合
- ・同じ世帯の家族の医療費を合算している場合

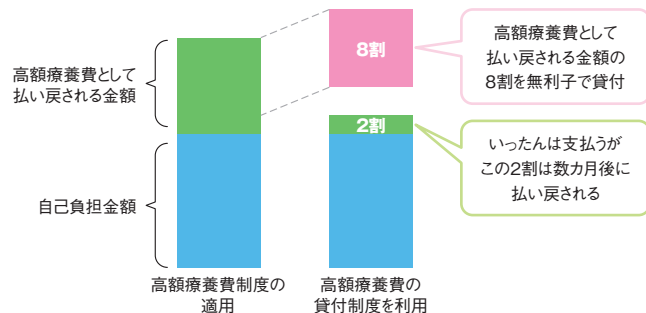
ただし、高額療養費の払い戻し対象となる場合は、別途申請すれば限度額を超えた分の払い戻しを受けられますので、詳しくは、医療機関や医療保険の窓口にお問い合わせください。

その他の便利な制度

高額療養費制度には、いろいろな補助的な制度があります。詳細はご加入の医療保険の窓口にお問い合わせください。

● 高額療養費の貸付制度

高額療養費として払い戻される予定の金額の8割を、無利子で貸し付けてもらえる制度です。数ヵ月後に戻ってくる予定の高額療養費が借入額に相殺されるため、実際にお金を動かす必要はありません。自己負担部分と残りの2割はいったん医療機関の窓口で支払いますが、この2割も、高額療養費として数ヵ月後に払い戻されます。



● 委任払い制度

医療機関の承諾を得て高額療養費の自己負担額だけを支払い、残りの高額療養費に相当する分は、後日、医療保険側から直接支払われる制度です。申請や手続きの方法は各々の健康保険組合で異なりますが、いずれにせよ、事前に申請をしておく必要があります。

● 一部負担還元金

ひと月に医療機関の窓口で支払った医療費^{*1}が一定金額^{*2}を超えてしまった場合、医療費から一定金額を差し引いた額が、後日、支給される制度です。すなわち、どんなに高額な医療費を支払ったとしても、最終的には毎月一定金額のみの負担で済む仕組みになっています。支払いは自動的に行われますので申請手続きが不要な場合も多いようですが、念のため確認しておくことをお勧めします。

*1：高額療養費を除きます。 *2：健康保険組合により、設定金額が異なります。



乳幼児・子ども医療費助成について

「小児慢性特定疾病」「高額療養費」のほかにも、就学前のお子さんや小中学生を対象とした「乳幼児・子ども医療費助成制度」があります。これはそれぞれの自治体が独自に行っている助成制度で、お子さんが病気にかかったときの保険診療による自己負担分を自治体が助成してくれるというものです。お住まいの地域によって、助成を受ける基準や助成の内容が異なります。詳しくは市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

■ 小児慢性特定疾病の認定基準も満たしている場合

小児慢性特定疾病の助成は乳幼児・子ども医療費助成と合わせて利用することができます。乳幼児・子ども医療費助成を利用できる場合でも、小児慢性特定疾病の認定基準を満たしているときは申請を必ず行い、どちらも利用するようにしましょう。それは乳幼児・子ども医療助成が終了したときに、必ずしも小児慢性特定疾病対象患者として認定されるとは限らないからです。





難病医療費助成制度について

制度の概要

難病法に基づいて行われている助成制度で、治療方法が未確立で長期の療養が必要などの定義を満たしたいわゆる難病と呼ばれる疾病のうち、厚生労働大臣が指定した難病（指定難病）について、難病の治療研究の推進を目指すとともに、患者さんの医療費負担軽減を図ることを目的とした助成制度です。成長ホルモン分泌不全症（小児および成人）は「下垂体前葉機能低下症」という指定難病の中に含まれており、この助成を受けることができます。

● 対象となる下垂体前葉機能低下症

下垂体前葉機能低下症

- A. ギナドトロピン分泌低下症
- B. 副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）分泌低下症
- C. 甲状腺刺激ホルモン（TSH）分泌低下症
- D. 成長ホルモン（GH）分泌不全症
 - D-1. 小児（GH分泌不全性低身長症）
 - D-2. 成人（成人GH分泌不全症）
- E. プロラクチン（PRL）分泌低下症

※それぞれの疾患について、主要項目や診断基準などが定められています。

この助成を利用すると指定難病に対する医療費の自己負担額が2割になり、また、ひと月の自己負担の合計に上限額が適用されます。自己負担上限額は医療保険における世帯の市町村民税の課税額により異なります。

この制度における小児の成長ホルモン分泌不全症の診断基準は、健康保険や小児慢性特定疾病の認定基準とは異なります。しかし小児に対する助成が終了した後も成人の基準を満たしていれば成人期の成長ホルモン分泌不全症の治療に対する助成を受けることが可能です。

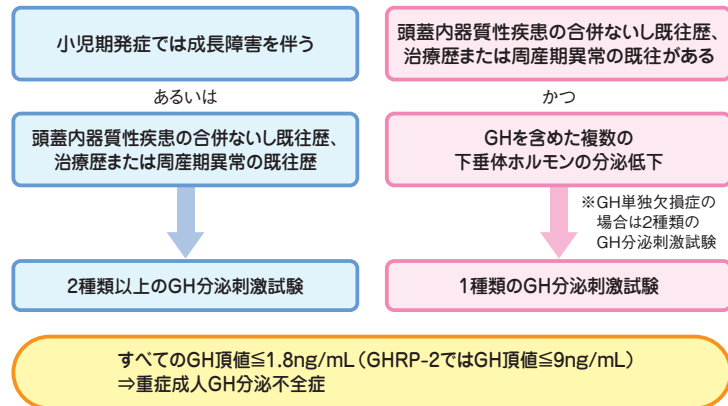
診断基準については「難病情報センター」のホームページなどを参考に、かかりつけ医とご相談ください。



成人成長ホルモン分泌不全症も助成対象

成人期の成長ホルモン分泌不全は、小児期の低身長等の症状とは異なり、代謝異常や著しいQOL(生活の質)の低下など小児期にはみられなかった症状があらわれます。小児期から成長ホルモン治療を受けていた方以外にも、頭蓋に放射線照射を受けるような疾患にかかったことがあったり、頭部外傷を受けたような方は注意が必要です。

●成人成長ホルモン分泌不全症の診断基準



治療を行う医療機関は、管轄の都道府県知事から指定を受けている必要があります。指定医療機関は都道府県のホームページなどをご確認ください。助成の有効期間は原則として1年間(10月1日から翌年9月30日)で、更新手続きにより引き続き助成が受けられます。

●指定難病における自己負担上限額(月額)

階層区分 (年収の目安)		自己負担上限額(患者負担割合:2割、外来+入院)					
		原則			既認定者 ^{※1} 【経過措置3年】		
		一般	高額かつ 長期 ^{※2}	人工呼吸器等 装着者	一般	重症 ^{※3}	人工呼吸器等 装着者
生活保護等		0円			0円		
市町村民税 非課税の 世帯	低所得Ⅰ (保護者所得 80万円以下)	2,500円		1,000円	2,500円	2,500円	1,000円
	低所得Ⅱ (保護者所得 80万円超)	5,000円			5,000円		
一般所得Ⅰ(市町村民税 約7.1万円未満の世帯)		10,000円	5,000円		5,000円		
一般所得Ⅱ(市町村民税 約25.1万円未満の世帯)		20,000円	10,000円		10,000円	5,000円	
上位所得(市町村民税 約25.1万円以上の世帯)		30,000円	20,000円		20,000円		
入院時の食費		全額自己負担			1/2自己負担		

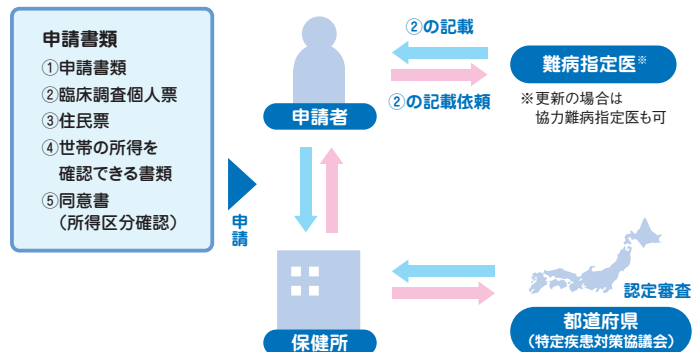
※1 既認定者:平成26年12月末までに既に助成を受けていた者。

※2 高額かつ長期:月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。

※3 別表の重症患者基準に適合する者。

(平成27年1月1日より)

●申請手続き



医療受給者証・自己負担上限額管理票の交付
有効期間1年間(10月1日から翌年9月30日)



所得税の医療費控除について

自分自身や家族(生計を一にするものに限る)のために1年間(その年の1月1日から12月31日まで)に合計で一定額以上の医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除や既に納めた税金の還付(払い戻し)を受けることができます。これを医療費控除といいます。

医療費控除の対象となる金額

医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算できます(最高で200万円)。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{実際に支払った} \\ \text{医療費の合計額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額}^{*1} \\ \hline \end{array} \right) - 10\text{万円}^{*2}$$

*1: 民間の生命保険契約などで支給される入院費給付金、健康保険などで支給される療養費・家族療養費・出産育児一時金などが該当します。

*2: その年の所得金額の合計額が200万円未満の場合はその5%の金額を差し引きします。

医療費控除を受けるための手続き

以下の書類をそろえて管轄の税務署へ確定申告します。

- ・医療費控除に関する事項を記載した確定申告書
- ・医療費の支出を証明する書類^{*3}(領収書などについては、確定申告書に添付するか、提示してください。)
- ・給与所得の源泉徴収票の原本(給与所得のある場合)

*3: 健康保険組合が各組合員に交付している「医療費のお知らせ」は、医療費控除を受ける際の領収書の代わりにはなりません。

●確定申告の受け付け

確定申告の受け付けは毎年2月16日から3月15日までの1ヵ月間ですが、還付申告の場合は2月15日以前でも受け付けてもらえます。

過去の年間医療費については、確定申告の義務のない方で、まだ還付申告を行っていないければ、前年度からさかのぼって5年前のものまで還付申告ができます。

【参考】

医療費控除の対象となる医療費

医療費控除の対象となる医療費は次のとおりで、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。

医療費控除の対象	医療費控除の対象に含まれるもの	医療費控除の対象に含まれないもの
医師・歯科医師による診療または治療の対価	●診療に直接かかる費用	●健康診断の費用 ●医師等に対する謝礼金
治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	●風邪の治療のための風邪薬などの購入費用 ●医師等の処方や指示により医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	●ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入費用
医師等による診療、治療、施術または分べんの介助を受けるために直接必要なもの	●診療を受けるための通院費 ●医師等の送迎費(往診時など) ●入院時の部屋代・食事代 ●医療用器具の購入や賃借のための費用 ●義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯等の購入費用 ●傷病によりおおむね6ヵ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)のあるもの^{*4}	●自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金

*4: おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確證書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

医療費控除の対象は被保険者、被扶養者すべてにかかってきますので、この表のほかにも医療費控除の対象となるものがあります。

詳しくは国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1120.htm>

をご参照ください。



おわりに

医療費助成は「自己申告制」が基本となっており、自分で申請をすることではじめて医療費の助成を受けることができます。思いがけず医療費が高額になってしまったり、長期の治療が必要になった場合はまず、自治体や健康保険の窓口へ相談し、助成の有無や申請の可否を確認することをお勧めします。



●低身長をめやす(男の子)●

【参考】

暦年齢 (歳・月)	標準身長 (cm)	標準身長 -2.0SD (cm)	標準身長 -2.5SD (cm)	成長率(標準値) -1.5SD (cm/年)	暦年齢 (歳・月)	標準身長 (cm)	標準身長 -2.0SD (cm)	標準身長 -2.5SD (cm)	成長率(標準値) -1.5SD (cm/年)
0.0	49.0	44.7	43.6	—	3.0	93.3	86.4	84.7	6.4
0.1	53.5	49.1	48.0	—	3.1	94.0	87.0	85.2	6.3
0.2	57.9	53.4	52.3	—	3.2	94.6	87.5	85.7	6.3
0.3	61.4	56.9	55.7	—	3.3	95.1	88.0	86.2	6.2
0.4	64.2	59.6	58.5	—	3.4	95.7	88.5	86.7	6.1
0.5	66.2	61.6	60.4	—	3.5	96.3	89.0	87.2	6.1
0.6	67.8	63.1	61.9	—	3.6	96.9	89.5	87.7	6.0
0.7	69.2	64.4	63.2	—	3.7	97.5	90.0	88.2	6.0
0.8	70.5	65.6	64.4	—	3.8	98.0	90.5	88.7	5.9
0.9	71.7	66.7	65.5	—	3.9	98.6	91.0	89.1	5.9
0.10	72.8	67.8	66.5	—	3.10	99.1	91.5	89.6	5.9
0.11	73.9	68.8	67.6	—	3.11	99.7	92.0	90.1	5.8
1.0	75.0	69.8	68.5	11.6	4.0	100.2	92.5	90.5	5.8
1.1	76.0	70.8	69.5	11.1	4.1	100.8	92.9	91.0	5.7
1.2	76.9	71.6	70.3	10.5	4.2	101.3	93.4	91.4	5.7
1.3	77.8	72.5	71.1	9.9	4.3	101.9	93.9	91.9	5.5
1.4	78.7	73.3	71.9	9.6	4.4	102.4	94.3	92.3	5.5
1.5	79.6	74.1	72.7	9.3	4.5	103.0	94.8	92.8	5.4
1.6	80.5	74.9	73.5	8.9	4.6	103.5	95.3	93.2	5.4
1.7	81.4	75.7	74.3	8.7	4.7	104.0	95.8	93.7	5.4
1.8	82.3	76.5	75.1	8.5	4.8	104.6	96.2	94.1	5.3
1.9	83.1	77.3	75.8	8.3	4.9	105.1	96.7	94.6	5.3
1.10	83.9	78.0	76.6	8.1	4.10	105.6	97.1	95.0	5.2
1.11	84.7	78.7	77.2	7.8	4.11	106.2	97.6	95.5	5.2
2.0	85.4	79.4	77.9	7.6	5.0	106.7	98.1	95.9	5.1
2.1	86.2	80.1	78.5	7.5	5.1	107.3	98.5	96.3	5.1
2.2	86.9	80.7	79.2	7.4	5.2	107.8	99.0	96.8	5.0
2.3	87.6	81.3	79.8	7.3	5.3	108.3	99.5	97.3	5.0
2.4	88.3	81.9	80.4	7.2	5.4	108.9	99.9	97.7	5.0
2.5	88.9	82.5	80.9	7.1	5.5	109.4	100.4	98.2	4.9
2.6	89.6	83.1	81.5	7.0	5.6	110.0	100.9	98.6	4.9
2.7	90.2	83.7	82.0	6.9	5.7	110.5	101.4	99.1	4.9
2.8	90.8	84.2	82.6	6.7	5.8	111.1	101.8	99.5	4.7
2.9	91.5	84.8	83.1	6.6	5.9	111.6	102.3	100.0	4.7
2.10	92.1	85.3	83.6	6.5	5.10	112.2	102.8	100.4	4.7
2.11	92.7	85.9	84.2	6.5	5.11	112.7	103.3	100.9	4.6



●低身長をめやす(男の子)●

暦年齢 (歳・月)	標準身長 (cm)	標準身長 -2.0SD (cm)	標準身長 -2.5SD (cm)	成長率(標準値) -1.5SD (cm/年)
6.0	113.3	103.8	101.4	4.6
6.1	113.9	104.3	101.9	4.6
6.2	114.5	104.8	102.4	4.5
6.3	115.0	105.3	102.8	4.5
6.4	115.6	105.8	103.3	4.5
6.5	116.1	106.3	103.8	4.5
6.6	116.7	106.8	104.3	4.5
6.7	117.2	107.2	104.7	4.5
6.8	117.7	107.7	105.2	4.6
6.9	118.2	108.1	105.6	4.6
6.10	118.6	108.6	106.1	4.6
6.11	119.1	109.0	106.5	4.6
7.0	119.6	109.5	107.0	4.6
7.1	120.1	110.0	107.4	4.6
7.2	120.6	110.4	107.9	4.6
7.3	121.1	110.9	108.3	4.6
7.4	121.5	111.3	108.8	4.6
7.5	122.0	111.8	109.2	4.5
7.6	122.5	112.2	109.7	4.5
7.7	123.0	112.6	110.1	4.5
7.8	123.4	113.1	110.5	4.4
7.9	123.9	113.5	110.9	4.4
7.10	124.4	113.9	111.3	4.4
7.11	124.8	114.3	111.7	4.4
8.0	125.3	114.7	112.1	4.4
8.1	125.8	115.1	112.5	4.4
8.2	126.2	115.5	112.9	4.3
8.3	126.7	116.0	113.3	4.4
8.4	127.2	116.4	113.7	4.4
8.5	127.6	116.8	114.1	4.3
8.6	128.1	117.2	114.5	4.3
8.7	128.6	117.6	114.9	4.3
8.8	129.0	118.0	115.3	4.2
8.9	129.5	118.4	115.7	4.2
8.10	129.9	118.8	116.1	4.2
8.11	130.4	119.3	116.5	4.1
9.0	130.9	119.7	116.9	4.1
9.1	131.3	120.1	117.3	4.1
9.2	131.8	120.5	117.7	4.1
9.3	132.2	120.9	118.1	4.1
9.4	132.7	121.3	118.5	4.1
9.5	133.1	121.7	118.9	4.0
9.6	133.6	122.1	119.3	4.0
9.7	134.1	122.5	119.6	4.0
9.8	134.5	122.9	120.0	4.0
9.9	135.0	123.3	120.4	4.0
9.10	135.4	123.7	120.8	4.0
9.11	135.9	124.1	121.1	3.9
10.0	136.4	124.5	121.5	3.9
10.1	136.8	124.9	121.9	3.9
10.2	137.3	125.3	122.3	3.9
10.3	137.7	125.7	122.6	3.9
10.4	138.2	126.1	123.0	3.9
10.5	138.6	126.4	123.4	4.0
10.6	139.1	126.8	123.8	4.0
10.7	139.6	127.2	124.1	4.0
10.8	140.1	127.5	124.4	4.0
10.9	140.7	127.9	124.7	4.0
10.10	141.2	128.2	125.0	4.0
10.11	141.7	128.6	125.3	4.0
11.0	142.2	128.9	125.6	4.1
11.1	142.7	129.3	125.9	4.1
11.2	143.2	129.6	126.2	4.1
11.3	143.8	130.0	126.5	4.2
11.4	144.3	130.3	126.8	4.3
11.5	144.8	130.7	127.1	4.4
11.6	145.3	131.0	127.5	4.5
11.7	145.9	131.5	127.9	4.7
11.8	146.6	132.0	128.3	4.8
11.9	147.2	132.5	128.8	5.0
11.10	147.8	132.9	129.2	5.1
11.11	148.5	133.4	129.7	5.3



●低身長をめやす(男の子)●

暦年齢 (歳・月)	標準身長 (cm)	標準身長 -2.0SD (cm)	標準身長 -2.5SD (cm)	成長率(標準値) -1.5SD (cm/年)
12.0	149.1	133.9	130.1	5.5
12.1	149.7	134.4	130.5	5.7
12.2	150.4	134.9	131.0	5.9
12.3	151.0	135.3	131.4	6.1
12.4	151.6	135.8	131.9	6.3
12.5	152.3	136.3	132.3	6.6
12.6	152.9	136.8	132.8	6.9
12.7	153.5	137.4	133.4	7.1
12.8	154.1	138.1	134.1	7.2
12.9	154.7	138.7	134.8	7.4
12.10	155.3	139.4	135.4	7.5
12.11	155.9	140.0	136.1	7.7
13.0	156.5	140.7	136.8	7.7
13.1	157.0	141.4	137.4	7.5
13.2	157.6	142.0	138.1	7.4
13.3	158.2	142.7	138.8	7.2
13.4	158.8	143.3	139.4	7.1
13.5	159.4	144.0	140.1	7.0
13.6	160.0	144.6	140.8	6.9
13.7	160.5	145.3	141.5	6.6
13.8	160.9	145.9	142.2	6.4
13.9	161.4	146.6	142.9	6.1
13.10	161.8	147.3	143.6	5.7
13.11	162.3	147.9	144.3	5.3
14.0	162.8	148.6	145.0	5.0
14.1	163.2	149.2	145.7	4.7
14.2	163.7	149.9	146.4	4.4
14.3	164.1	150.5	147.2	4.1
14.4	164.6	151.2	147.9	3.8
14.5	165.0	151.9	148.6	3.6
14.6	165.5	152.5	149.3	3.3
14.7	165.8	152.9	149.7	3.2
14.8	166.0	153.2	150.0	3.0
14.9	166.3	153.6	150.4	2.8
14.10	166.5	154.0	150.8	2.7
14.11	166.8	154.3	151.2	2.5
15.0	167.1	154.7	151.6	2.3
15.1	167.3	155.0	152.0	2.1
15.2	167.6	155.4	152.3	2.0
15.3	167.8	155.7	152.7	1.8
15.4	168.1	156.1	153.1	1.6
15.5	168.3	156.5	153.5	1.5
15.6	168.6	156.8	153.9	1.4
15.7	168.7	157.0	154.0	1.3
15.8	168.9	157.1	154.2	1.1
15.9	169.0	157.2	154.3	1.0
15.10	169.1	157.4	154.5	1.0
15.11	169.2	157.5	154.6	0.9
16.0	169.4	157.7	154.8	0.8
16.1	169.5	157.8	154.9	0.7
16.2	169.6	158.0	155.0	0.7
16.3	169.7	158.1	155.2	0.6
16.4	169.9	158.2	155.3	0.5
16.5	170.0	158.4	155.5	0.4
16.6	170.1	158.5	155.6	0.3
16.7	170.2	158.6	155.7	0.3
16.8	170.2	158.6	155.7	0.3
16.9	170.3	158.7	155.8	0.2
16.10	170.3	158.7	155.8	0.1
16.11	170.4	158.8	155.9	0.1
17.0	170.5	158.8	155.9	0.0
17.1	170.5	158.9	156.0	0.0
17.2	170.6	158.9	156.0	0.0
17.3	170.6	159.0	156.1	0.0
17.4	170.7	159.0	156.1	0.0
17.5	170.7	159.1	156.2	0.0
17.6	170.8	159.1	156.2	0.0



【参考】



●低身長をめやす(女の子)●

暦年齢 (歳・月)	標準身長 (cm)	標準身長 -2.0SD (cm)	標準身長 -2.5SD (cm)	成長率(標準値) -1.5SD (cm/年)
0.0	48.4	44.2	43.2	—
0.1	52.6	48.4	47.3	—
0.2	56.7	52.4	51.3	—
0.3	60.0	55.6	54.5	—
0.4	62.6	58.2	57.1	—
0.5	64.6	60.1	59.0	—
0.6	66.2	61.6	60.5	—
0.7	67.5	62.9	61.7	—
0.8	68.9	64.1	62.9	—
0.9	70.0	65.2	64.0	—
0.10	71.2	66.3	65.1	—
0.11	72.3	67.4	66.1	—
1.0	73.4	68.4	67.1	11.3
1.1	74.5	69.4	68.1	10.8
1.2	75.5	70.3	69.0	10.4
1.3	76.5	71.3	70.0	9.9
1.4	77.5	72.2	70.8	9.6
1.5	78.4	73.0	71.7	9.2
1.6	79.4	73.9	72.5	8.8
1.7	80.3	74.7	73.4	8.6
1.8	81.2	75.6	74.2	8.3
1.9	82.0	76.3	74.9	8.1
1.10	82.8	77.1	75.6	7.9
1.11	83.5	77.7	76.3	7.7
2.0	84.3	78.4	77.0	7.5
2.1	85.0	79.1	77.6	7.5
2.2	85.7	79.7	78.2	7.3
2.3	86.4	80.3	78.8	7.2
2.4	87.1	80.9	79.4	7.1
2.5	87.7	81.5	79.9	6.9
2.6	88.4	82.1	80.5	6.8
2.7	89.0	82.6	81.0	6.7
2.8	89.6	83.2	81.6	6.7
2.9	90.3	83.8	82.1	6.6
2.10	90.9	84.3	82.7	6.5
2.11	91.6	84.9	83.3	6.4



●低身長をめやす(女の子)●

暦年齢 (歳・月)	標準身長 (cm)	標準身長 -2.0SD (cm)	標準身長 -2.5SD (cm)	成長率(標準値) -1.5SD (cm/年)
6.0	112.7	103.4	101.1	5.1
6.1	113.3	103.9	101.6	5.1
6.2	113.8	104.4	102.0	5.1
6.3	114.1	104.8	102.5	5.1
6.4	114.6	105.2	102.8	5.0
6.5	115.2	105.6	103.2	5.0
6.6	115.8	106.1	103.6	4.9
6.7	116.3	106.5	104.1	4.9
6.8	116.8	107.0	104.5	4.7
6.9	117.3	107.4	104.9	4.7
6.10	117.8	107.9	105.4	4.7
6.11	118.3	108.3	105.8	4.6
7.0	118.8	108.8	106.3	4.6
7.1	119.2	109.2	106.7	4.6
7.2	119.7	109.6	107.1	4.5
7.3	120.2	110.1	107.6	4.5
7.4	120.7	110.5	108.0	4.5
7.5	121.2	111.0	108.4	4.4
7.6	121.7	111.4	108.9	4.4
7.7	122.2	111.9	109.3	4.4
7.8	122.7	112.3	109.7	4.3
7.9	123.2	112.7	110.1	4.3
7.10	123.6	113.1	110.4	4.3
7.11	124.1	113.5	110.8	4.3
8.0	124.6	113.9	111.2	4.3
8.1	125.1	114.3	111.6	4.3
8.2	125.6	114.7	112.0	4.2
8.3	126.1	115.1	112.4	4.2
8.4	126.5	115.5	112.8	4.2
8.5	127.0	116.0	113.2	4.2
8.6	127.5	116.4	113.6	4.1
8.7	128.0	116.8	114.0	4.1
8.8	128.5	117.2	114.3	4.1
8.9	129.0	117.6	114.7	4.1
8.10	129.5	118.0	115.1	4.1
8.11	130.0	118.4	115.5	4.2



●低身長をめやす(女の子)●

暦年齢 (歳・月)	標準身長 (cm)	標準身長 -2.0SD (cm)	標準身長 -2.5SD (cm)	成長率(標準値) -1.5SD (cm/年)
12.0	149.6	137.0	133.9	4.5
12.1	150.0	137.5	134.4	4.2
12.2	150.4	138.1	135.0	4.0
12.3	150.9	138.6	135.6	3.6
12.4	151.3	139.2	136.1	3.3
12.5	151.7	139.7	136.7	3.1
12.6	152.1	140.2	137.3	2.9
12.7	152.4	140.6	137.6	2.7
12.8	152.6	140.9	138.0	2.4
12.9	152.9	141.3	138.4	2.2
12.10	153.1	141.6	138.7	2.0
12.11	153.4	141.9	139.1	1.9
13.0	153.6	142.3	139.4	1.7
13.1	153.9	142.6	139.8	1.6
13.2	154.1	142.9	140.2	1.5
13.3	154.4	143.3	140.5	1.3
13.4	154.6	143.6	140.9	1.2
13.5	154.9	144.0	141.2	1.2
13.6	155.1	144.3	141.6	1.1
13.7	155.2	144.5	141.8	1.0
13.8	155.4	144.6	141.9	0.9
13.9	155.5	144.8	142.1	0.8
13.10	155.7	144.9	142.3	0.7
13.11	155.8	145.1	142.4	0.6
14.0	156.0	145.3	142.6	0.6
14.1	156.1	145.4	142.7	0.5
14.2	156.2	145.6	142.9	0.5
14.3	156.4	145.7	143.1	0.5
14.4	156.5	145.9	143.2	0.4
14.5	156.7	146.0	143.4	0.4
14.6	156.8	146.2	143.6	0.4
14.7	156.8	146.3	143.6	0.3
14.8	156.9	146.3	143.7	0.3
14.9	156.9	146.4	143.7	0.2
14.10	157.0	146.4	143.8	0.3
14.11	157.0	146.5	143.8	0.2



暦年齢 (歳・月)	標準身長 (cm)	標準身長 -2.0SD (cm)	標準身長 -2.5SD (cm)	成長率(標準値) -1.5SD (cm/年)
15.0	157.1	146.5	143.9	0.2
15.1	157.1	146.6	144.0	0.2
15.2	157.1	146.6	144.0	0.1
15.3	157.2	146.7	144.1	0.1
15.4	157.2	146.8	144.1	0.0
15.5	157.3	146.8	144.2	0.0
15.6	157.3	146.9	144.3	0.0
15.7	157.3	146.9	144.3	0.0
15.8	157.4	146.9	144.3	0.0
15.9	157.4	147.0	144.3	0.0
15.10	157.4	147.0	144.4	0.0
15.11	157.5	147.0	144.4	0.0
16.0	157.5	147.1	144.4	0.0
16.1	157.5	147.1	144.5	0.0
16.2	157.6	147.1	144.5	0.0
16.3	157.6	147.1	144.5	0.0
16.4	157.6	147.2	144.6	0.0
16.5	157.7	147.2	144.6	0.0
16.6	157.7	147.2	144.6	0.0
16.7	157.7	147.3	144.7	0.0
16.8	157.8	147.3	144.7	0.0
16.9	157.8	147.3	144.7	0.0
16.10	157.8	147.4	144.7	0.0
16.11	157.9	147.4	144.8	0.0
17.0	157.9	147.4	144.8	0.0
17.1	157.9	147.5	144.8	0.0
17.2	158.0	147.5	144.9	0.0
17.3	158.0	147.5	144.9	0.0
17.4	158.0	147.5	144.9	0.0
17.5	158.1	147.6	144.9	0.0
17.6	158.1	147.6	145.0	0.0

くわしく知りたい!医療費について

成長ホルモン治療を安心して続けるために

2006年7月7日	初版発行	(非売品)
2006年10月1日	改訂第2版発行	
2007年9月4日	改訂第3版発行	
2008年7月8日	改訂第4版発行	
2009年5月29日	改訂第5版発行	
2011年1月17日	改訂第6版発行	
2012年4月20日	改訂第7版発行	
2013年5月1日	改訂第8版発行	
2015年3月13日	改訂第9版発行	
2016年7月7日	改訂第10版発行	

監修 位田 忍
企画 JCRファーマ株式会社
制作・発行 株式会社インターサイエンス社
〒541-0046
大阪市中央区平野町3-2-8 淀屋橋MIビル

(禁無断転載・複製) Printed in Japan